

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十九日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則二―三―三八

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次

第一章・第二章 (略)

第三章 内部部局

第一節 事務総局に置く課、室、局等の設置等 (第四条―第十六条)

第二節・第三節 (略)

第四章―第七章 (略)

附則

第三章 内部部局

第一節 事務総局に置く課、室、局等の設置等

(事務総局に置く課、室、局等の設置)

第四条 事務総局に、次の五課、二室及び四局並びに参事官一人を置く。

(略)

国際課

公文書監理室

情報管理室

職員福祉局

(略)

第一章・第二章 (略)

第三章 内部部局

第一節 事務総局に置く課及び局等の設置等 (第四条―第十六条)

第二節・第三節 (略)

第四章―第七章 (略)

附則

第三章 内部部局

第一節 事務総局に置く課及び局等の設置等

(事務総局に置く課、局等の設置)

第四条 事務総局に、次の五課及び四局並びに参事官一人を置く。

(同上)

国際課

(新設)

(新設)

職員福祉局

(同上)

(課長、室長及び局長の設置)

第五条 前条の各課に課長を、各室に室長を、各局に局長を置く。

(審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官)

第八条 事務総局並びに人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を、事務総局に公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)及びサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を、職員福祉局に職員団体審議官一人を、人材局に試験審議官一人を置く。

2・3 (略)

4 公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理及びこれに関連する情報の公開の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

(課長及び局長の設置)

第五条 前条の各課に課長を、各局に局長を置く。

(審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官)

第八条 事務総局並びに人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を、事務総局にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を、職員福祉局に職員団体審議官一人を、人材局に試験審議官一人を置く。

2・3 (同上)

(新設)

5| サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

6| 7| （略）

（総務課の所掌事務等）

第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

（削る）

（削る）

4| サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項第十号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

5| 6| （同上）

（総務課の所掌事務等）

第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （同上）

三| 総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。

四| 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

(削る)

三 (略)

四 人事院の事務の運営の改善及び効率化に関する  
すること(情報管理室の所掌に属するものを  
除く。)

五 〇十一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

十二・十三 (略)

(削る)

十四・十五 (略)

2 総務課に、広報室を置く。

3 広報室に、室長を置く。

五 人事院の所掌事務に関する官報掲載に関する  
こと。

六 (同上)

七 人事院の事務の運営の改善及び効率化に關  
すること。

八 〇十四 (同上)

十五 人事院の所掌事務に関するサイバーセキ  
ユリテイの確保に関すること。

十六 人事院の情報システムの整備及び管理に  
関すること。

十七 人事院の保有する個人情報の保護に關す  
ること。

十八・十九 (同上)

二十 人事院の保有する情報の公開に関するこ  
と。

二十一・二十二 (同上)

2 総務課に、情報管理室及び広報室を置く。

3 前項の各室に、室長を置く。

4 広報室は、第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

(公文書監理室の所掌事務)

第十二条の三 公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。
- 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 四 人事院の保有する情報の公開に関すること。

(情報管理室の所掌事務)

第十二条の四 情報管理室は、次に掲げる事務を

4 情報管理室は第一項第十五号及び第十六号に掲げる事務並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する事務並びに同項第十七号に掲げる事務を、広報室は同項第十八号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

(新設)

(新設)

つかさどる。

一 人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関すること。

二 人事院の情報システムの整備及び管理に関すること。

三 前二号に掲げる事務及びこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関すること。

四 人事院の保有する個人情報の保護に関すること。

(参事官の職務)

第十二条の五 (略)

(調査職)

第四十六条 (略)

2 事務総局に置く調査職は、命を受けて、事務総局に置く五課、二室及び参事官の所掌事務のうち専門的事項の調査並びに企画及び立案に関する事務を行う。

3 (略)

(参事官の職務)

第十二条の三 (同上)

(調査職)

第四十六条 (同上)

2 事務総局に置く調査職は、命を受けて、事務総局に置く五課及び参事官の所掌事務のうち専門的事項の調査並びに企画及び立案に関する事務を行う。

3 (同上)

## 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。